

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

<回答>

給付費が年々増大していく中、津島市では第9期の3年間に介護給付費準備基金から4億 896 万2千円を取り崩し投入することで、第9期保険料基準額を 5,800 円に抑えています。

また、所得段階につきましても、国の 13 段階に対し、津島市は 17 段階の多段階を採用し個々の負担能力に応じた設定となっています。加えて第1段階から第3段階の保険

料は、低所得者保険料軽減措置により一層の軽減がされております。

介護保険は皆で支え合う受益者負担の原則にたった相互扶助制度であることから、負担能力が低いという理由で第1段階者及び第2段階者のみを免除することはできません。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

<回答>

津島市では、前年の合計所得金額が 210 万円(市保険料所得段階9段階、国7段階に相当)以下の方の現年合計所得金額が前年の2分の1以下に減少すると認められる場合は申請により納期未到来保険料の2分の1を減免しています。高所得層の一時的な収入減少も想定されるため、前年所得等の要件変更については現在考えておりません。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

利用料につきましては、負担限度額認定や社会福祉法人による利用者負担額の軽減を行っております。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

<回答>

施設入所時の食費、居住費につきましては、国の制度に従い、一定の基準を満たす低所得者に対して負担限度額認定申請証を発行しております。津島市単独での補助は現在考えておりません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

<回答>

総合事業を利用する方が必要なサービスを受けることができるよう努めてまいります。報酬単価につきましては、国の動向を注視していきたいと考えております。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

<回答>

地域の実情に合わせた介護サービスを提供するための検討を行ってまいります。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

<回答>

福祉用具貸与にあたっては、利用者の身体状況等に対し適時・適切な用具の提供となるよう、また、限られた財源の中で持続的な制度運営が行えるよう、適正化に努めてまいります。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

<回答>

物価高騰対策として、訪問介護事業所を含む全介護保険サービス事業所等に対し、一律 10 万円を支給する事業を令和7年度に実施し、40 法人 100 事業所に支援金を支給いたしました。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

<回答>

地域の実情に合わせた介護サービスを提供するための検討を行ってまいります。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

<回答>

特例入所については、施設の入所検討委員会での状況を踏まえ、適用を検討してまいります。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

<回答>

介護従事者の処遇改善に関する施策については、状況を見ながら検討してまいります。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

<回答>

加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成及び検診については、状況を見ながら検討してまいります。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

<回答>

令和5年1月から、高齢者の方、障がい者の方、妊産婦の方の通院や買い物などの日常的な外出を支援するために「津島おでかけタクシー」を半額補助で実施しておりましたが、令和7年度からは4分の3を補助し、事業を拡充しております。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

<回答>

現在、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行っており、認知症施策推進計画を入れ込む予定です。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

<回答>

令和5年度から全額市の負担で開始しております。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

<回答>

状況を見ながら検討してまいります。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

<回答>

アンケート調査の内容及び結果、策定委員会の資料、議事録等はホームページにて公開しています。また計画案を作成した段階において、広く市民のみなさんからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施する予定です。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

<回答>

75歳以上の後期高齢者人口、介護が必要となるリスクが高くなる85歳以上の人口の推移について反映する予定です。計画の中において、現状と課題を整理しながら、持続可能な介護サービスの提供の今後の方向性について検討してまいります。

★(8)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

<回答>

要介護1以上の認定者については、障害者控除対象者認定書を申請なしで個別送付しております。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

<回答>

社会保障制度を維持していくためには負担能力に応じた公平な負担が必要であると考えており、税率等については、国民健康保険運営協議会において適切に対応してまいります。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

<回答>

国民健康保険を持続可能なものにしていくためには負担能力に応じた公平な負担が必要であると考えておりますが、税率等については、国民健康保険事業基金などを活用して、適切に対応してまいります。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

減免については既に津島市独自に低所得者減免を実施しております。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

子どもの均等割の減免については、国が制度化し、全国統一的に実施されるべきものであると考えております。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

<回答>

総所得金額等が前年の3分の2以下に減少する方に対して、所得割額の50%減免(前年中の所得が250万円以下)、所得割額の30%減免(前年中の所得が250万円超500万円以下)を行っており、県内において減免基準が比較的高い状況にあります。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

<回答>

全額負担となる特別療養は、1年以上保険税を滞納している世帯が対象ですが、適用前に納付相談通知を送付し、特別の事情の届出があった世帯を対象外としております。

後日申請により、本来自己負担する部分を除いて払い戻しを受けることができます。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分(滞り)の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

<回答>

法令を遵守し実施してまいります。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

<回答>

法令を遵守し実施してまいります。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

<回答>

国・県の動向を注視し、適切に対応してまいります。

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

<回答>

国・県の動向を注視し、適切に対応してまいります。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

<回答>

国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

<回答>

一部負担金の減免制度は、国の基準に沿って運用しております。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

<回答>

一部負担金の減免制度の周知については、ホームページや広報にて全戸を対象に実施しております。

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

<回答>

資格確認書は、国の方針に基づいて、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にある時に発行しています。全加入者への発行については、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

＜回答＞

国の動向に注視していきます。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

＜回答＞

生活保護申請意思のある方には、即日申請書を受理しております。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

＜回答＞

生活保護については、市ホームページへの掲載及び生活支援相談窓口での制度説明を実施しております。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

＜回答＞

現在案内している無料低額宿泊所は全室個室であり、引き続き入居者へ居宅確保支援を行ってまいります。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

＜回答＞

生活保護開始時の世帯確認の際、エアコンの有無を把握し生活保護での支給について案内しております。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

＜回答＞

生活保護申請者から扶養親族との関係性等を聞き取りのうえ、可能な範囲で扶養義務調査を行っております。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

＜回答＞

生活保護申請者から車が必要な事情を聞き取り、その事情を鑑みて会議にて車の使用の可否を組織的に検討しております。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

<回答>

生活保護受給世帯に応じて、ケースワーカー等の配置人数については不足がないよう検討してまいります。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

<回答>

社会情勢の変化など複雑・多様化する市民のニーズに対応するため、計画的な採用と、適材適所の配置を検討してまいります。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

<回答>

有資格者で窓口対応しており、専門職の採用及びケースワーカーの配置人数については検討してまいります。ケースワーカーの外部委託予定はありません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

<回答>

専門職及び正規職員の採用については検討してまいります。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

<回答>

現状、世帯単位で支給することが基本となっていますが、DV等の被害者については国も慎重に検討するとしておりますので、今後も国の動向に注視していきます。また、広報誌やホームページに掲載し、障害者の方をはじめ多くの方に周知できるようにしていきます。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

<回答>

自立相談支援事業は委託しておりますが、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道等の関係機関と連携しております。生活保護相談についても切れ目のない対応を行えるように連携していきます。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

<回答>

任意事業については、ニーズの把握に努め事業実施の検討をしていきます。事業内容について市ホームページ及び広報に掲載しております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

<回答>

国の動向に注視してまいります。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

<回答>

国の動向に注視してまいります。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

<回答>

子ども医療については、令和4年 10 月診療分から所得制限を廃止し、18 歳年度末までのすべてのこどもに対し、入院・通院とも窓口負担を完全に無料化しております。

精神障がい者医療については、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の方へは全疾病の入院・通院分について、また、自立支援医療の対象者の方へは精神通院分について助成をしております。

後期高齢者福祉医療については、県制度に加え、自立支援医療の対象者の方へ、精神通院分について助成をしております。

また、障がい者医療及び母子・父子家庭医療については、県と同様の制度で助成しております。

入院時食事療養の標準負担額の助成については、国・県の動向を注視し、適切に対応してまいります。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

<回答>

子ども医療については、令和4年 10 月診療分から所得制限を廃止し、18 歳年度末までのすべてのこどもに対し、入院・通院とも窓口負担を完全に無料化しております。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

<回答>

精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の方へは全疾病の入院・通院分について、また、自立支援医療の対象者の方へは精神通院分について助成をしております。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

<回答>

後期高齢者福祉医療については、主たる生計維持者が住民税非課税の方でねたきりの方及び認知症の状態にある方を対象に窓口負担を無料としております。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

<回答>

妊産婦医療助成については、現在のところ創設予定はありません。国・県の動向を注視し、適切に対応してまいります。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

<回答>

「居場所づくり」「こども食堂」の取り組みについては、活動しているNPOやボランティアへの国・県等からの情報の提供、市民への活動内容の周知などを行い、市の関係各課で引き続き支援してまいります。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

<回答>

令和6年4月にこども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期までのすべての相談に対し、保健師、心理師、保育教諭、社会福祉士、教諭等専門職が応じ、民間団体を含む関係機関と連携しながら適切な支援につなげております。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

<回答>

就学援助制度について、受給基準は平成25年8月生活扶助基準見直し前の生活保護基準の1.3倍へ令和6年度より拡大いたしました。

また、支給内容につきましても校外活動費(宿泊無、宿泊有)を令和6年度より拡充しております。

年度途中での申請については、引き続き実施するとともに、市のホームページ・広報などで、制度の周知を行っています。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

<回答>

国の物価高騰対応における地方創生臨時交付金や給食費負担軽減交付金を活用し、令和5年7月から給食費無償化を実施しております。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

<回答>

社会情勢や国県の動向を注視してまいります。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

<回答>

令和8年4月分から保護者の経済的負担軽減を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する園児の副食費の全額相当分を補助しております。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

<回答>

就学前教育・保育施設等における給食の実施については、国・県の基準を基に実施しております。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

<回答>

保育士配置基準については、国の基準である3歳児15対1、4・5歳児についてはチーム保育加算等による25対1以上の配置を行っており、1歳児配置改善加算等による1歳児5対1についても実施しております。0・2歳児についても配置基準の遵守を公私間の格差なく実施してまいります。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

<回答>

民間保育所等の基準を示す意味からも公立施設は重要な役割があり継続の方向で考えておりますが、今後公立施設への国からの支援の拡充が必要であると考えております。認可保育所等の整備・拡充については、緊急性の高い整備等について計画的に支援しております。また、育児休業の取得を理由とした保育施設の退園は実施しておりません。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

<回答>

保育施設等への保育所運営等に関する指導監査については、県が実施主体として、市職員立会いのもと、実地及び書面にて行われております。監査を行う県職員は保育業務にも精通しております。

④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

<回答>

乳児等通園支援事業の実施については、市内の保育所、認定こども園等の意向を確

認しつつ進め、市として確認等を行ってまいります。環境整備や職員配置等の補助については国から示される給付内容を確認したうえで実施施設と検討してまいります。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

<回答>

近隣市町村の動向を注視してまいります。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

<回答>

グループホームや入所施設等「暮らしの場」の拡充については、国・県の動向を注視してまいります。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
- 2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。
- 3)移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

<回答>

国・県の動向に注視してまいります。

- ④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1)保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

<回答>

保育所の入所を希望する障がいのある児童及びその保護者に対しては、その児童の発達の過程に応じ療育及び保育を計画的に提供しております。今後もより保護者等の希望に沿えるよう体制の整備を行ってまいります。

- 2)放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

- 3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

<回答>

国・県の動向に注視してまいります。

- ⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

<回答>

社会的支援が利用できるように、相談支援や虐待相談等の周知を行ってまいります。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

<回答>

介護保険では対応できない部分について、障がい福祉サービスを提供しております。引き続き、国・県の動向を注視してまいります。

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

<回答>

定期接種の自己負担金については、予防接種法第28条及び地方自治法第227条において実費(自己負担金)徴収について定められており、住民の主体性、公平性の観点から受益者負担をお願いしているため、自己負担金の無料化は考えておりません。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

<回答>

おたふくかぜワクチンは1歳児及び年長児に対し一部助成を実施しております。

また、带状疱疹ワクチンは定期接種年齢を除く50歳以上に対し1回に限り一部助成を実施しております。

また、子どもや障がい者を対象としたインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチン任意接種の助成制度は、他市町村の状況を見ながら検討してまいります。住民の主体性、公平性の観点から受益者負担をお願いしているため、自己負担金の無料化は考えておりません。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

<回答>

令和5年度より2回まで助成対象としております。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

<回答>

現在、令和9年度からの事業実施に向けて、関係機関と調整しております。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

<回答>

妊産婦歯科健診は、指定歯科医療機関において無料にて実施しております。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

<回答>

令和8年4月に常勤職員を1名採用し、現在2名となっております。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

<回答>

地域の医療提供体制を支える重要な拠点として、引き続き公立病院としての役割を維持・強化し、必要な医療資源の確保と収支バランスを勘案しながら、安定した病院運営に努めてまいります。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

<回答>

医療従事者の確保対策では学生向けの実習、見学を中心に顔つなぎの活動に力を入れています。厳しい経営状況ではありますが看護師を対象とした修学資金制度も設けております。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

<回答>

社会情勢や国の動向を注視してまいります。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

<回答>

社会情勢や国の動向を注視してまいります。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

<回答>

国の動向を注視してまいります。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

<回答>

国の動向を注視してまいります。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

<回答>

国の動向を注視してまいります。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

<回答>

国の動向を注視してまいります。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

<回答>

社会情勢や国の動向を注視してまいります。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

<回答>

国の動向を注視してまいります。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

<回答>

国・県の動向に注視してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

<回答>

県の動向を注視してまいります。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

<回答>

国の動向を注視してまいります。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

<回答>

県の動向を注視してまいります。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

<回答>

県の動向を注視してまいります。

⑤地域に必要な病床を確保してください。

<回答>

地域医療構想に基づき、毎年度、地域の病床の状況を確認するとともに、地域医療構想推進委員会等において、地域に必要な医療機能や病床数について協議・検討を行い、必要な病床の確保・調整に努めております。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

<回答>

国の動向を注視してまいります。

以上